

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例

■軽微な変更該当していることを証する書面の交付（施行規則第11条）（別表7の項）

以上～未満（㎡）		適合の審査方法		
		他の建築物※1 （1）	標準入力法 （2）	モデル建物法 （3）
非住宅部分	300未満	5,500	133,500	51,000
	300～1,000	9,500	167,000	65,000
	1000～2,000	15,500	216,000	85,500
	2,000～5,000	47,000	308,000	138,500
	5,000～10,000	74,500	379,500	181,000
	10,000～25,000	94,000	449,000	217,500
	25,000以上	117,500	512,000	255,000

※1 複数棟に係る省エネ向上計画認定を受けた容積特例対象建築物以外の認定建築物を指す。

最終改正

令和3年3月26日